

ホーム > 水産林務部 > 水産経営課 > 水産物の放射性物質の測定結果

北海道における水産物の放射性物質モニタリングなどの結果

道では、安全確認の観点から、本道に水揚げされる水産物の放射性物質の濃度を測定しています。

測定結果は次のとおり、不検出又は国が定める暫定規制値の範囲内となっています。

(単位: Bq/kg)

採取日	魚種	水揚げ海域 (漁業種類)	測定結果		
			放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-134)	放射性セシウム (Cs-137)
4/15	シロサケ	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	不検出	0.45
4/22	カラフトマス	北海道太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	4.39	4.91
5/12	イカナゴ (コウナゴ)	島牧村沖	不検出	不検出	不検出
5/19	シロサケ	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	1.64	2.31
5/19	カラフトマス	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	33.44	43.24
5/25	ツチクジラ ※1	日本海松前沖	不検出	不検出	不検出
5/28	シロサケ	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	3.43	3.95
5/28	カラフトマス	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	2.53	4.01
5/10・16	マツカワ ※2	北海道太平洋沖合 (カレイ刺し網)	不検出	不検出	不検出
6/18	カラフトマス	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	1.85	2.75
6/19	シロサケ	北海道・東北太平洋沖合 (小型さけます流し網漁業)	不検出	0.64	1.05

※1 5/25採取のツチクジラについては、水産庁が検査を実施したものです。

※2 5/10・16採取のマツカワについては、研究用に水産試験場で保管していたものを検体に使用しました。

《食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の暫定規制値》

	核種	暫定規制値
魚介類	放射性ヨウ素	2,000Bq/kg
	放射性セシウム	500Bq/kg
肉(クジラ)	放射性ヨウ素	-
	放射性セシウム	500Bq/kg

注1) Bq(ベクレル):放射線を出す能力を表す単位

お問い合わせ先 北海道水産林務部水産局水産経営課
 郵便番号 060-8588
 住所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011-204-5464 (ダイヤルイン)

※ 5/25採取のツチクジラに関する問い合わせ先
 水産庁資源管理部遠洋課捕鯨班 03-3502-2443 (ダイヤルイン)